

平成 30 年 11 月 2 日

各位

東京都台東区東上野二丁目 23 番 21 号
株式会社桑山
代表取締役社長 桑山 貴洋

株式売渡請求の承認に関する公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主である有限会社山洋（以下「山洋」といいます。）から平成 30 年 11 月 2 日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定による株式売渡請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受け、同日付の会社法第 370 条による決議（取締役会の決議に代わる書面決議）によって本売渡請求を承認いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所

名称：有限会社山洋

住所：東京都文京区千駄木三丁目 5 番 3 号

2. 株式売渡請求の対象としない特別支配株主完全子法人

該当事項はありません。

3. 売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項

山洋は、当社の株主の全員（山洋及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する売渡株式 1 株につき 790 円の割合をもって金銭を割当交付します。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項

該当事項はありません。

5. 取得日

平成 30 年 12 月 7 日

6. 株式売渡請求に係る取引条件

本株式売渡対価の支払は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載若しくは記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付について山洋が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとします。

以上